

第5期行田市障がい者計画等第1回策定委員会

第5期行田市障がい者計画等の策定について

令和5年7月28日（金）

1. 計画の概要

- 障害者基本法に基づく障がい者計画と、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画、児童福祉法に基づく障がい児福祉計画を一体のものとして策定し、市の障害者施策のビジョン及び方向性を定めたもの。
- 市の福祉施策の上位計画である「地域福祉推進計画」の基本理念、基本目標のもと、「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画」等の保健福祉分野の個別計画との調和を図る。

➤障がい者計画(障害者基本法第11条第3項)※アンケート調査・団体ヒアリングを実施

国・県の方針を参考とし、本市の障がい者の状況等を踏まえ、障がい者のための施策に関する基本的な計画を策定

➤障がい福祉計画(障害者総合支援法第88条第1項)

サービス利用の実績及び障がい者計画を踏まえた見込みを記載

➤障がい児福祉計画(児童福祉法第33条の20第1項)

サービス利用の実績及び障がい者計画を踏まえた見込みを記載

2. 計画の期間

今回の「行田市障がい者計画」「第6期行田市障がい福祉計画」「第3期行田市障がい児計画」の計画期間は以下のとおりとなります。

- * 第5期行田市障がい者計画 → 令和6年度から令和11年度までの6年間
- * 第7期行田市障がい者福祉計画 → 令和6年度から令和8年度までの3年間
- * 第3期行田市障がい児福祉計画 → 令和6年度から令和8年度までの3年間

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
行田市障がい者計画	第4期 (H30 - R5)			第5期 (R6 - R11)					
行田市障がい福祉計画	第6期 (R3 - R5)			第7期 (R6 - R8)			(第8期)		
行田市障がい児福祉計画	第2期 (R3 - R5)			第3期 (R6 - R8)			(第4期)		

3. 計画の策定体制

1 計画策定委員会による検討

社会福祉施設等の代表、社会福祉団体の代表、学識経験者、公募市民の計15名の委員

【検討事項】

- ✓ 基本理念、基本目標は適正か。
- ✓ 具体的施策は目標値、見込み量が適正で、基本目標を実現できるか。
- ✓ 本計画に市民の意見を反映できたか。
- ✓ 第4期の実施状況を踏まえた進行管理委員会の意見

2 市民の意見反映

- 計画策定委員会の委員を市民から公募
- アンケート調査・団体ヒアリングの実施及び検証
- パブリックコメントの実施

4. 事業の評価・検証

進行管理委員会において、毎年度、各種施策・事業の進捗状況の確認及び評価を実施

(参考) 計画の構成等について

以下は、第4期計画の構成を例と記載しています。

構成		内容
第1章	計画の策定に当たって	<ul style="list-style-type: none">・ 計画策定の背景と趣旨・ 計画策定の視点・ 計画の位置付け・ 計画の対象・ 計画の期間・ 計画の策定体制
第2章	行田市の障がいのある人を取り巻く状況	<ul style="list-style-type: none">・ 近年の障がい福祉施策の動向・ 地域の現状・ 障がいのある人の状況・ アンケートおよびヒアリング結果から見える状況
第3章	計画の基本的考え方	<ul style="list-style-type: none">・ 計画の目標像・ 計画の基本目標と施策の方向
第4章	施策の展開	<ul style="list-style-type: none">・ 基本目標（I～IV）
第5章	計画の推進	<ul style="list-style-type: none">・ 計画推進の体制・ 計画の進行管理

基本理念

誰もがお互いに支えあい、自分らしく
生き生きと暮らせる共生のまち
行田

基本目標

- 1 地域のつながりを大切にするささえあいのまちづくり
- 2 様々な福祉ニーズに対応できるまちづくり
- 3 誰もが生き生きと安心して暮らせるまちづくり
- 4 身近な地域に広がるネットワークのまるまちづくり

計画策定のスケジュール

